

焼津高等学校奨励制度規定

(目的)

第1条 学習成績や部活動、その他の活動に秀で、その姿勢が他の生徒の模範となり、又は及ぼす影響が他の生徒の学習意欲等を一層向上させることが期待できる生徒に奨励金を付与して顕彰することにより、学校の活性化を図る。

(条件)

第2条 次の条件のいずれかを満たす生徒のうち、第1条(目的)に沿う者に奨励金を給付する。

- (1) 在籍する年次の期末の評定平均が上位2% (小数第一位四捨五入) までの者。
- (2) 全国経理教育協会主催の電卓計算能力検定において段位に認定された者。
- (3) 全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定において1級以上を取得した者。
- (4) 日本漢字能力検定協会主催の日本漢字能力検定において2級以上を取得した者。
- (5) 日本英語検定協会主催の実用英語技能検定において2級以上を取得した者。
- (6) 団体戦及び個人戦等で県予選又は東海大会を勝ち抜き全国大会の試合に出場した正選手。
- (7) 団体戦及び個人戦等の試合に出場し全国大会3位入賞した正選手。
- (8) その他顕著な活躍により校長が適当と認めた者。

(奨励金の種類)

第3条 本奨励金は、返済を要しない給付型である。

(給付等の対象期間)

第4条 奨励金を給付する対象期間は、焼津高校が定める前期と後期の2期に分けて設定するものとする。

(給付額等)

第5条 学校経営委員会は定められた期日までに提出された焼津高等学校奨励金申請書(様式1)について選考し、理事長は事業年度ごとの給付についてを当該年度の期末(9月末又は3月末)に決定する。

- 2 奨励金の額は次のとおりとする。
一人あたりの奨励金額は、年間3万円とする。
- 3 奨励金は当該生徒の保護者同席のもと当該生徒に対し当該年度の期末(9月末又は3月末)に理事長が授与する。
- 4 原資は焼津高等学校奨学基金(松薫会)とする。

(採否の通知)

第6条 理事長は、前条の審査による採否結果を、奨励金を志願する者に通知する。

(奨励金の辞退)

第7条 奨励金給付対象生徒本人の申し出により、奨励金を辞退する場合がある。

附則 この規定は令和8年4月1日から施行する。